

～次世代を担う若者の支援のための寄附金募集～

佐賀県は、首都圏で学び将来佐賀に貢献したい若者たちを支援します！

松濤学舎は、首都圏の大学で学ぶ佐賀にゆかりのある若者のための学生寮。大隈重信らによって大正13年に開設、現在は佐賀育英会が運営しています。これまで、1,300名余の学生が松濤学舎を巣立ち、佐賀県はもちろん、国内外において活躍しています。

いただいた寄附金は、佐賀育英会の取組を通じて、佐賀県の未来を担う若者の育成につなげていきます。

■寄附方法

個人からの寄附

(寄附の方法)

佐賀県ふるさと生活
又は
佐賀県ふるさと納税お申込フォーム

[佐賀県ホームページに寄附方法掲載]

法人・団体からの寄附

(寄附の方法)

寄附申込書に記入の上、
佐賀県に提出

[佐賀県ホームページに寄附方法掲載]

(寄附金額)

寄附金額 100,000円以上

寄附の方法等

税の優遇

□寄附金額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます(一定の上限あり)。

□寄附金額が全額損金に算入されます。
□佐賀県外に本社を置く企業であれば、上記に加え、税額控除により、寄附金額の最大約9割の税の軽減効果があります。

寄附制度の詳細については、裏面を御確認ください。
(ふるさと納税の概要・企業版ふるさと納税の概要)

申し込み先

詳しくは
佐賀県ホームページ
をご確認ください。



■寄附金の主な用途

- ・男女共住となった松濤学舎の施設・設備の充実
- ・次世代を担う人材育成事業(留学支援・就職支援等)

本事業全般に関するお問い合わせ

佐賀県総務部法務私学課
私立中高・専修学校支援室
TEL 0952-25-7464 FAX 0952-25-0629
Mail:houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp

寄附方法に関するお問い合わせ

佐賀県総務部税政課
TEL 0952-25-7028 FAX 0952-25-7294
Mail:sagakenifu@pref.saga.lg.jp

公益財団法人 佐賀育英会 へのお問い合わせ

公益財団法人 佐賀育英会
TEL 042-381-3676 FAX 042-381-3620



ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限があります。）。

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。



給与所得者の寄附金額上限の目安

寄附者本人の給与収入	家族構成			
	独身又は共働き※1	夫婦※2	共働き+子2人 (大学生と高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生)
300万円	28,000円	19,000円	7,000円	-
400万円	42,000円	33,000円	21,000円	12,000円
500万円	61,000円	49,000円	36,000円	28,000円
600万円	77,000円	69,000円	57,000円	43,000円
700万円	108,000円	86,000円	75,000円	66,000円

※1「共働き」は、ふるさと納税を行う方本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指します。（配偶者の給与収入が201万円超の場合）
 ※2「夫婦」は、ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケースを指します。

年金受給者の寄附金額上限の目安

公的年金収入	65歳未満		65歳以上	
	独身	配偶者が控除対象※	独身	配偶者が控除対象※
150万円	11,000円	3,000円	0円	0円
200万円	20,000円	11,000円	12,000円	4,000円
250万円	28,000円	20,000円	24,000円	15,000円
300万円	37,000円	29,000円	36,000円	27,000円
350万円	46,000円	38,000円	46,000円	38,000円

※所得税の38万円の控除対象となる配偶者を前提
 ・総務省 ふるさと納税 ポータルサイト
 ・ふるなび より

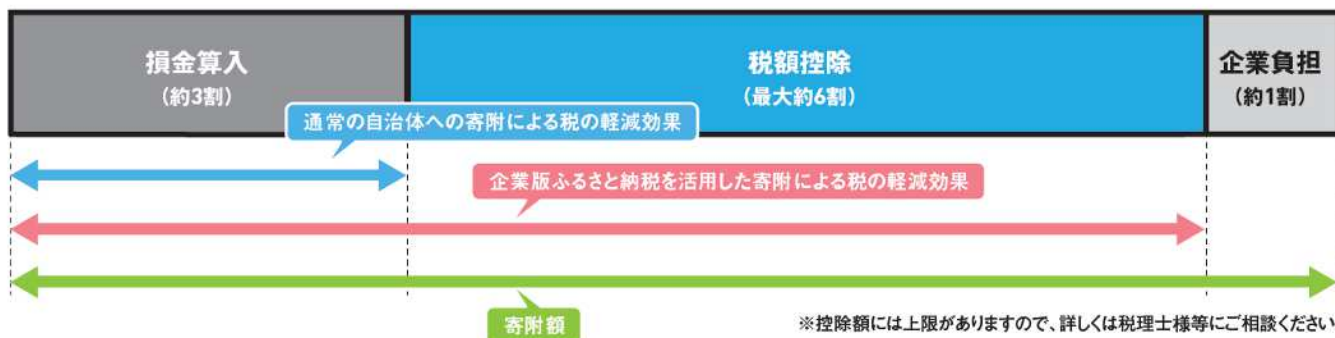


企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の概要

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、寄附額の約6割（最大）を当該企業の法人関係税から税額控除する制度です。

従来からの損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、寄附額の約9割（最大）が軽減され、実質的な企業の負担は約1割まで圧縮されます。

実質的な企業負担は約1割まで圧縮!!



税目ごとの特例措置

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

▶ 手続きの流れ

- ① 寄附の申し出
- ② 寄附申出企業の県HP等でのPR
- ③ 納入通知書の送付・寄附の払い込み
- ④ 寄附受領証の送付

▶ 留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が佐賀県内に所在する企業様の寄附については、本制度の対象となりません。